

『テレビでは絶対放送できない』田原総一朗インタビュー第2弾  
**田原総一朗 × 小西洋之**

「知らないことが、ヤバイこと。」  
 消言論の自由と、国民の知る権利が  
 放送法問題で、王様の耳はロバの耳  
**テレビ、沈黙。**  
**放送不可能。II**

ジャーナリスト、田原総一朗がよせばいいのにさらに掘り下げる真実  
 テレビでは“絶対に放送不可能”なドキュメンタリー  
 出演：田原総一朗・小西洋之

# 参議院議員

(千葉県選挙区)

発行元：小西ひろゆき後援会

〒260-0012

千葉市中央区本町2-2-6

パークサイド小柴102

2024年4月号

# 小西ひろゆき

ともに生きる社会を



平素より温かいご支援を賜り、心より御礼を申し上げます。

2024春闘は連合の公表では、賃上げ率5%台が続き、1991年(5.66%)以来、33年ぶりの高水準とのことです。アベノミクスの失政による円安の進行などによる物価高騰の中、「実質賃金」の継続的上昇の実現のため努めて参ります。 参議院議員 小西洋之

上映会募集中  
 小西事務所まで  
 ※お問合せは



## 第148回 列国議会同盟 IPU (Inter-Parliamentary Union) 会議

3月23日から27日までスイス・ジュネーブで開催された、**列国議会同盟IPU (Inter-Parliamentary Union)**の総会に衆参議員団の一人として参加しました。1889年創設のIPUは「世界各国の国会議員の会議体」たる国際機関であり、日本を始めとして各国の拠出金で運営されています。毎年、二回の総会とその間の委員会討議を行っていますが、本年は、自律型致死兵器システム(LAWS)と地球温暖化の温室効果ガスの対策が

テーマでした。

私は、かねてより、世界各国の国会議員が連携して、平和創造のための行動が取れないかとの問題意識を持っていましたので

すが、その辺に日本国憲法前文の平和主義の理念を提起する戦略を練り、今IPUに臨みました。

総会では、恒例の緊急動議の議題としてウクライナ侵略とガザ人道危機が扱われましたが、ウクライナ、ロシア議員団、パレスチナ、イスラエル議員団だけでなく、各国の議員団が厳しい言葉で非難し合う混乱状態となりました。こうした状況の中、事前の委員会で、IPUの歴史上初めて、憲法前文の「全世界の国民の平和的生存権」の理念を提唱した私は、自民党議員らの賛同も得て、「IPUを構成する我々世界各国の国会議員は、自国民だけでなく他国民を含め、全世界の国民が、ひとしく戦争による恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」との決議文の採択を目指しました。

結果的に、総会での提唱はできたものの、今総会では緊急動議自体が採択されないことになり、決議文には至りませんでしたが、日本国憲法の平和主義が有する世界人類への普遍性の力を強く実感し、引き続きしっかりと努めて参ります。

またこの合間には、多数の国際機関本部を精力的に視察しました。



## 次期戦闘機の第三国輸出

3月26日に英・伊と共同開発する次期戦闘機の第三国輸出が閣議決定されました。憲法前文の平和主義(全世界の国民の平和的生存権等)に反し武器輸出は不可能という安倍政権以前の憲法解釈を無視して強行されたものです。

政府は輸出の必要性について、「日本が販路を開拓し輸出量を増やし、戦闘機の価格を下げることで貢献をしなければ、英・伊に対して、日本が求める戦闘機の性能を盛り込むことができない」と

いう主張をしています。しかし、3月21日の私の質疑で、①当該性能について政府は具体的な説明が何もできず、自民・公明の協議でも一切説明をしていない、②日本の販路に英・伊が輸出することも可能、③政府は英・伊に憲法前文の平和的生存権の言葉すら伝えていない、④独・仏等が別の次期戦闘機を共同開発するなどの重大な事実が明らかになりました。

平和国家を守るために、全力で頑張ります。



3/21 外防委質疑

千葉

〒260-0012 千葉市中央区本町2-2-6 パークサイド小柴102  
TEL:043(441)3011 / FAX:043(441)3012

国会

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館915号  
TEL: 03(6550)0915 / FAX: 03(6551)0915

HP: <http://konishi-hiroyuki.jp>

E-mail: [info@konishi-hiroyuki.com](mailto:info@konishi-hiroyuki.com)

※ご意見・ご要望などお願いいたします。

## 裁判官弾劾裁判所の判決

憲法は個々の裁判官の職権行使の独立(=司法権のこと、最高裁が法的義務を負う訴追請求をしていない例)を守るために、裁判官の懲戒免職権を最高裁に与えず、国会が設置する衆参議員で構成する弾劾裁判所にそれを委ね(64条)、私は裁判員を務めています。

4月3日に、ツイッターの投稿行為などによって刑事事件のご遺族を傷付け、「国民の信託に背反した」として岡口基一裁判官を罷免する判決が言い渡されました。

私は、裁判員の職責を全うする決意で、公開の法廷で岡口氏に厳しい質問を重ね、その行為が非行に当たると認定もしましたが、岡口氏が(重度の)発達障害であるとの医学部教授の診断証言や、岡口氏がこの裁判で自らが発達障害であることを初めて知り、それによる投稿行為等を反省し遺族方に謝罪し、償いの意思により再任希望を出さず自ら4月12日付で裁判官を退職すること、本件で認定できるのは表現行為の過失責任までであり故意の性犯罪などの過去の罷免例・訴追例との均衡を欠くこと、行為と制裁の重さの「比例原則」を欠く

こと、最高裁が法的義務を負う訴追請求をしていない例であること(=最高裁は罷免までは不要と判断)などを熟考し、更には、岡口氏の13行為のうち、弾劾法が訴追を禁止する3年を経過した4行為を罷免事由の審理対象と認めた多数意見の法解釈等の深刻な過ちを論証し(=率直に、法解釈ですらない暴論であり、将来に恐ろしい濫用の危険を生じる違法解釈等)、多数意見の結論と理由に異議を唱える「反対意見」を提出しました。

この反対意見は判決文への記載には至りませんでしたが、その存在と概要是末尾に記されており、裁判員が負う判決文の説明責任の全うのため、所要の取組を経てその内容を説明(公開)するつもりです。(最高裁元判事による反対意見の説明は多数例があります)

なお、私は、12名の裁判員の合議体において、罷免・不罷免の結果に関わらず、岡口氏のツイート等の被害者を含めた全ての裁判当事者と国民のために、憲法と弾劾法が定める「裁判員の評議・評決の法的責務を全うすること」を懸命に求めました。弾劾裁判は、被訴追者に刑罰にも相当するような過酷な制裁(裁判官の身分と弁護士資格の剥奪、退職金の不支給、年金の減額等)を課す制度であるとともに、最高裁長官をも罷免できる三権分立の究極の例外制度であり、裁判官・司法権の萎縮の防止や政治家(国会議員)による濫用の危険の徹底排除の運用が必須とされるものです。

今回の裁判がこれらに足りるものなのかどうか、判決文の分析を始めとして、社会における真摯な議論や評価が求められ、私はそれに応えていく決意です。

## 出前にたん



4/7 千葉県第5区総支部時局講演会

各地でのイベントの出席や講演依頼、勉強会の講師など気軽にお申し付け下さい。

また、出演映画「テレビ沈黙」は映画館よりも安い料金で上映会を開催して頂くことが出来ます。

皆さまお会いできるのを楽しみにしています。

### ご寄附のお願い

小西洋之の「活力ある共生社会を創る」「民主主義と法の支配を守る」ための信念に基づく政治活動を、お支え下さい。

皆様の善意を頼りに少額のご寄附が大きな支えとなっております。宜しくお願ひいたします。

※ご寄附の方法は  
HPに掲載  
しております！



### 小西ひろゆき プロフィール

1972年生まれ  
東京大学教養学部 卒業  
コロンビア大学  
国際公共政策大学院修了  
総務省・経産省 課長補佐  
東京大学  
医療政策人材養成講座  
修了



#### これまでの主な役職

沖縄及び北方問題に関する特別委員長  
予算委員会 筆頭理事  
外交防衛委員会  
筆頭理事  
弾劾裁判所裁判員

NPOより三星  
議員に選出  
(2019.11/  
2023.2)